京城新報

●新聞料 ▲一部二錢▲前金一ヶ月金廿五錢●三ヶ月前金[illegible]▲六ヶ月前金[illegible]
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行金三十錢▲四號活字十四字詰一行金四十五錢
●陰曆 一月廿四日
發行編輯兼印刷人 山下[illegible]
發行所 京城西署十門通 京城新報社 電話六六三番

韓國經濟狀態概況（續）

爾來年を逐ふて日韓の貿易は好望の域に進み前途頗る有望なるものありき然るに貞享二年（一六八五年）に至り德川幕府は其政策上よりして鎖國主義を執り令を發して長崎貿易（即ち朝鮮琉球との）を縮少するや日韓貿易は制限せられ即ち

毎年　一萬八千兩

と限られたり而かも膨脹的國民の勇心は抑ゆるに難く禁を犯して密商をなすものあり延いて發見せられて死刑に所せられたりしもの又甚だ多し、彼の石見國濱田藩に廻漕問屋を營みたりし今津屋八郎右衛門の如き藩老岡田秋齋、松井圖書二人と謀り竹島附近に密貿易をなしたる事時の大阪奉行矢部定謙の探聞する所となり捕へられて死刑に所せられ岡田松井も亦屠腹して罪を幕府に謝したり即ち所謂竹島事件なるもの是れなり其他諸所に於てかゝる例證に乏しからざれども吾人は茲に至りて撫然として筆を取ると能はざるものなり而して彼の竹島事件以後幕府は竹島への渡航及諸國廻漕船の渡航を禁止するに至り通商貿易は迫害されたるなり而して茲に不思議たる又最賢明なる對照は朝鮮政府に於ても亦之れと相前後して此の十七世紀に於て鎖國主義を執り國民の外國交通を嚴禁し之を犯すものは死刑に處せられたること是れなり又外國品の欲望を絶つの目的を以て法律を制定し國民に奢侈を禁じ普通の利殖すら之を禁じたり即ち其禁止事項なりと云ふものを示せば實に次の如し

（一）日用器具は金銀製に係るものは勿論陶器と雖ども金若くは彩色の飾を有するものは之を用ふることを得ず犯すものは嚴刑に處す

（二）大官及び其配遇者の外絹布を着用すること并に凡て外國産の織物を輸入することを禁す

（三）家屋建築費は首府に於ては九千九百九十九元其他の市街に於ては九い九十九元を超過することを得ず

（四）外國人の入國を嚴禁し清國使節と雖ども韓國は之に向ふて鑑過を盡すに拘はらず之をして内他の狀態を知るを得ざらしむる方法を取りたり

此制度は其後二世紀半の間繼續之を斷行したるを以て國民生活に影響を及ぼしたるは勿論にして其經濟的方面に於ても亦最も甚しきものありたるは明なる處なりと雖ども此禁令の主眼とせる所は海外貿易の禁止に在りたり

ステッセル裁判（三）

オデインツオフ一等大尉の證言終りて、裁判官はフォーク將軍に向ひ、

判士「フォーク將軍－貴下は七月十七日（三十日）以前に旅順口へ趣きしや」。

フォーク「オデインツオフ大尉は長々しく辯論を弄したれど、被告はオデインツオフ大尉と入浴を共にしたる覺はなし」。

判士「然れども貴下は七月十七日（三十日）以前に旅順口へ行きしことなしと言ひしに非ずや」。

フォーク「被告は之を記憶せず」。

判士「貴下は彈藥を衛生貨車に連結すべく命令を與へしや」。

フォーク「被告は斯かる命令を與へざりき。被告は又コンドラテンコ將軍より何等の命令をも受けざりき。被告は裁判官がオデインツオフ大尉をして其の陳述の證據を法廷に提出せしめんことを申請す。オデインツオフ大尉の外誰か五月十八日（三十一日）被告を旅順に於て認めし者ありや」。

オデインツオフ「本證人は之を知る能はず。然れども本證人は此の日旅順に宛てゝフォーク將軍に打電したり」。

此の時フォーク將軍の辯護人はオデインツオフ大尉に問うて

「誰が貴下にフォークの旅順に在ることを告げしや」。

オデインツオフ「本證人はフォーク將軍の參謀に列する將校として、フォーク將軍が何處へ行きしかを大抵知りたり。三回目にフォーク將軍が旅順に趣きしは五月二十日（六月二日）頃なりき。將軍は必ず吾人の乘行きし列車の中に溢果の在りしを記憶すべし。本證人は窓を上げし際指を傷けたり。將軍は第三回の旅順行はコンドラテンコの所に大宴會の有りし時なりき」。

此の證言の後裁判官はオデインツオフ大尉より、彼れの口供を證明するに足るべき電信及び書類の謄本を要求し、後彼等の文書を戰史編纂委員會より法廷に要求する事に決したり、次に判官は更めてフォーク將軍に向ひ、

「フォーク將軍－貴下は何故に軍隊の退却せし時南關嶺より遠方へ落ち延びしや何故に貴下は大連を救はんが爲、又後に至りて日本軍に脅したる武備を破壞すべき猶豫を與へんがため南關嶺に止まらざりしや」。

フォーク將軍は答へて曰く、

「被告の權内に在りし軍隊は、三十露里に亘る南關嶺の如き陣地を防禦するには少數なりき。此の陣地の不便の一は、我が左翼の據るべき據所の無かりしに在りき。後日被告は此の事に就き、一人の日本將校と相語るの機會を得たり。彼れは金州陣地が露軍に取りて到底不可能なりしことを認めたりと」。

次に身自ら戰鬪に參加して親しく防戰の辛慘苦痛を甞めたる證人將校等の證言ありて金州戰鬪に關する審問は茲に漸く終りに近づきたり。

仁川外國貿易狀況

一、上半期 本年上半期に於ける當港外國貿易の狀況並に過去數ヶ年に比較し盛衰の原因（直接及間接とも）

本年上半期に於ける當港外國貿易は輸出額百七十三萬七千〇六十四圓輸入額九百六十四萬七千四百五十一圓輸出入合計一千百三十八萬四千五百十五圓にして之を昨三十九年同期貿易額と比すれば輸出額に於て九十五萬一千七百九十四圓輸入額に於て三百九十九萬四千二百〇八圓輸出入合計に於て四百九十四萬六千〇〇二圓增加し又一昨三十八年に比すれば輸出額三萬八千六百八十八圓輸入額九十四萬一千七百〇八圓輸出入合計に於て九十八萬〇三百九十六圓を增加せり即ち左表の如し

區別		四十年上半期	卅九年上半期
外國貿易	輸出價額	一、七三七、〇六四	七八五、二七〇
	輸入價額	九、六四七、四五一	五、六五三、二四三
	合計	一一、三八四、五一五	六、四三八、五一三

前表に於て本年上半期の輸出額が昨年一昨年に比し共に增加したる所以は主として昨年の米作豐饒にして從て本年上半期の米の輸出盛況なりしに由る又本年上半期に於ける輸入額が昨年及一昨年の同期に比し增加したる所以は主としてシーチング石炭及コークス機械類木材及板鐵道材料セメント及絹布類の輸入增加したるに依る

更に進んで輸出貿易に付きて詳述せんに元來韓國輸出品の重要なるものは農作物にして從て米穀類の作柄の豐凶如何は直ちに輸出貿易の消長に影響す今試みに輸出重要品を上ぐれば左の如し

重要輸出品表

品名	單位	四十年上半期 數量	價額
大麥	斤	[illegible]	[illegible]
豆類	斤	[illegible]	[illegible]
海參	斤	[illegible]	[illegible]
牛骨	斤	三三七、七五五	四、四三三
魚生、乾、鹽	斤	五五、二三〇	二、三九三
紅色人參	斤	一三四	九六六
牛皮	斤	四四三、八七五	一二〇、三六三
畜類	頭	一九五	二、五〇七
食料品	價額	―	一、八〇二
紙	斤	一九、六三〇	一〇、二二九
米	斤	一九、五五六、七七八	一、二四七、〇三七
海草	斤	三八、四九〇	一、九九七
毛皮	枚	三二、九七四	二〇、六五〇
牛脂	斤	七五、三三二	八、二九四
烟草	價額	―	二〇〇
小麥	斤	八五七、〇五五	一九、五九三
穀類	斤	三六九、二四五	一七、七八七
其他諸品	價額	―	一九、五〇三
計		―	一、七三七、〇六四

前表に依り韓國の輸出重要品は農作物にして從て農作物の輸出の增減は直ちに輸出貿易の消長を表示すること明なり要するに前述の如く本年上半期の輸出貿易の昨年一昨年の同期に比し盛況なりしは昨年の米作豐饒にして本年上半期に於ける米の輸出盛況なりしに由る

二、當港に於て現に輸出品たるものにして將來輸出額增加の見込あるもの及未だ輸出品たらざるも將來輸出品たるべき見込あるものゝ品名產地及輸出先等

三、前項貨物に付て輸出額を增加せしめ又は新たに輸出品たらしむるに必要なる方法及施設

第二、第三兩項は關聯するを以て輸出貨物又た將來輸出の見込ある貨物に就き併せて說明すること左の如し

甲、當港に於て現に輸出品たるものにして將來輸出額增加の見込あるもの

米

韓國の米作は近年大に獎勵せられ其耕境の擴張耕作法の改良とにより產額年と共に增加し需要地に於ける米價騰貴と相俟て輸出盛況を呈し將來益々發達を來すの徵あり左に之れを述べん

韓國產米に數種あり即ち粳、糯、陸稻とす然れども目下盛に耕作せられ又海外輸出たるは多く粳なりとす粳は日本に於ける如く早稻及晩田の二種あり其耕作反別は前者二に對し後者八の割合を示すと云ふ故に貿易品は晩田其大部分を占め居れりと云ふ

產米は其品質日本產に比し概して劣れり即ち粒少く不揃にして重量稍輕く搗を加ふるに當り減耗の度多く時に稗其他小砂等を混入するは同品の缺點にして幼稚なる耕作法の結果なりとす

是等產米は其播秧我國の夫れの如く改良發達せる方法にあらずと雖も大体に於て相似たり由來韓人は陰曆に依るを以て農作物の播種其地の季節に時に付て實施せり米作の如きも每年曆に示せる穀雨節落種（舊三月下旬より四月上旬の間）に於て苗代に種を下し夏至に至り播秧に着手す是より先き苗代は牛馬を使役し鋤を以て耕したる上地並を均し肥料を施し然る後種を播き苗代の生長を俟つ間に於て稻田の準備をなし夏至（時に依る）に至り播秧に着手するを例とせり然るに韓國は到る處禿山多く水源を涵養すべき森林少なきを以て河水常に乏く灌漑の便を欠くこと多く大部は天候の順調に依頼すべきを以て一旦播秧の期に入り降雨を見ず初伏に至る迄尚其天候の繼續するときは終に播秧不可能に終ることありと云ふ播秧後約廿日を經て即ち苗の植付せるを俟て熊手形の器具を用ひ植苗間の地返をなして草を除き二回若くは三回之を繰返す而して最終に於ては器具を用ひず單に手を以て掻廻し水草を除去すれば足れり肥料は人糞尿厩肥綠肥等を施用し出穗後結實を俟て排水をなし穗の色付くを見て收獲に着手す稻は鎌を以て刈り直徑二三寸大の束として適度の乾燥を與へて後穗を除去す其方種々あり最も精巧なるものは長さ三四尺幅二三尺高さ二尺位の脚を有せる棚にして上面は一寸位の間隔に木を列べたるものにして其他は臼又は石等の如きものを横へ何れも其上面に打ち付け穗を打落し以て收納を終れり土砂等の混入せるは此際莚を使用せず直接地面に於て打落をなすものなるより來ると云ふ

輸入園藝農產物需給狀況

（仁川日本人商業會議所調查）

當港及附近に於ける園藝農產物の需給關係を調查するに凡そ左の如し

第一　種類

（甲）果實

其一　韓國在有のもの

栗、棗、柿、梨（靑梨、柿梨、靑梨）、桃（毛桃、無毛桃）、林檎、梅桃、胡桃、柘榴、マルメロ、銀杏、新羅松、葡萄、枳殼、櫻、野苺等の類

其二　外國輸入のもの

（イ）支那よりするもの　林檎、梨、桃、柿、棗、楊梅、葡萄、胡桃、苺、枇杷、佛手柑、柘榴、杏、芭蕉實、臺灣ジャボン、風李、銀杏、無果花、龍眼肉等の類

（ロ）日本よりするもの　蜜柑、夏蜜柑、林檎、金柑、銀杏、郁李、巴丑杏、橘、內紫、柚、枇杷、楊梅、桃、柿等の類

（乙）蔬菜

其一　韓國在有のもの

白菜、大根、胡瓜、胡瓜、苦瓜、西瓜、瓠瓜、茄子、中長茄、丸茄、蕃茄、甘藍、鵲豆、菜豆、大角豆、水蘄、冬葵、蕃椒、蒜、チシャ、埗苣、シンキク、菠薐草、野蜀葵、豆芽（モヤシ）薯蕷、蓮根等の類

其二　外國輸入のもの

（イ）支那よりするもの　蓮根、胡瓜、支那菜、馬鈴薯、西瓜、胡瓜、胡蘿蔔、甘藍、蒜

（ロ）日本よりするもの　玉葱、獨活、筍、水菜、蕪、葱、大根、人參、牛蒡、菜豆、莢豆、西瓜、南瓜、茄子、蕗、薯蕷、里芋、ツクチ芋、馬鈴薯、慈姑、百合根、蓮豆等の類

（丙）花卉

其一　韓國在有のもの

（イ）民家に栽培するもの　翠菊、百日草、薔薇、鳳仙花、鷄冠花、菊、松葉牡丹、チシロイ、向日葵、花葵、罌粟、錦葵、芍藥、天神花、紫欄花、牽牛花、牡丹、金蓮花（輸入品かも知れざれども韓人家にて目擊せり）ハルーヤキク（同上）、百日紅、榲、海棠、日葵、萱草、カンナ（輸入品かも知れず）等の類

（ロ）山野に自生するもの　薔薇類、竹島百合、天竺百合、姫百合、燕子花、小燕子花、躑躅、罌粟、桔梗、金萱蓮、花菖蒲、女郎花、サンクソ、射干、錨草、旋花、山吹、燃レ草、花等の類

（丁）雜

其一　韓國在有のもの

（イ）工藝用　棉、大麻、苧麻、靑麻、楮、藥、桐、漆、ワングル、藺、後蘭、七島蘭、莞、胡麻、荏、莨、煙草、藍類（蓼藍、松藍）、紅藍花、クチナシ、瓢、柳、萩、蒲、葛

（ロ）藥用　參、山參、苦蓼、茯苓、澤瀉、ツリノキ

（ハ）食用　桔梗、蕨、芭蕉葉、荏葉、小豆葉、松皮、松の內皮

其二　外國輸入のもの

未だ之れを見ず苗木に付ては以下に記すが如し

（戊）種子、苗木

其一　韓國在有のもの

果樹に在ては京城方面にのみ桃、苹果の苗木を韓人間に分配することあるも僅少なりと云ふ蔬菜に在ては前記韓國に在有する豆菜類種子を韓國市場に販賣するを見る花卉に至ては自然發育のものを嗜好に隨て栽培することあり鳳仙花の如きは多く之を見受く

小說

絃のみだれ（八十）

永井櫻園

清之助は聲を潜めて

「いゝえ、惡いと言ふ理はありませんけど、まだ貴方、兩個が間の約束だけで、親の許しを受けたでは無し、御存じの通り嚴しい父ですから、萬一他人の口から此經事が聞ねると、遂げられる間でも、遂げられないやうな事にならないとも云へませず、それでなくても、愛嬌稼業をして居れば、私のやうなものにでも、色々と變な事を云ふ方もあるんですから、甚麼所から邪魔されるか分らないと思つて、ならう事なら養父さんに時機を見て話して得心させるまでは、誰にも知らさない方が宜くは無いかと思ひますの……」

道理ある清之助が辭に、山田も至極有理と感じたので

「なるほど、然う聞いて見りやア、其點も至極有理だ、我々の間に變りが無いとしても、養父さんとは生さぬ間だし、殊に稼業が稼業だから、隨分お前のために浮身を窶してる人も澤山あるだらうからね、戀の協はぬ意趣晴に甚麼邪魔をされないとも云へない、私が考へて見るに、何時やらの新聞でも、誰かお前に心を寄せてる人が、兩個の間を邪推して、那麼新聞を出したんぢやないかと思つてる

しかし、目的を遂げるまでは、モウ決して誰にも話さないが、松岡は敬夫私の事をたや右ど、他人に話すやうな男ぢやアないから、大丈夫には大丈夫だが、念のため仙吉に爲ないやうに然う言つて置かうよ。」

「なに、貴方が大丈夫だと思ひなさるんなら、却つて仰らない方が可いでせう。」

「松岡は大丈夫とは思つてるよ。今晩も席の方は相變らず上景氣なんだらうね。」

「席の方は、それこそ笑止いほど人氣が室いんですよ。今晩でモウ八日目なんですが、初日から每晩木戸を打てるんですもの、御病氣でなければ、是非來て景氣を見て頂くんですけれど、詮方がありませんはね。どうぞ早く全快して下さいよ。」

「なあに、モウこの勢なら大丈夫だ、一週間も經てば全快して了うさ。全快したら必然時々景氣を見に出掛けるよ。」

「それに今晩は面白い事があつたんですよ、貴方の居所が知れなくなつた其晩から、師匠が戴した幕も、上下もバッタリ着もせず、節も語りもせずに、納つて了つたんでせう、それから二ヶ月あまりも其まゝにしてあつたのを、今晩俄に幕も出し、上下も着けて、髮もこれまで銀杏返にばかり結つて居たのを、高島田に結つて、加之に語物も野崎と云ふ事に極つて居たのを、急に安達三に替たでせう、だもんですから、お師匠始め、皆なが不思議な顏して、奈何したのかッて聞くけれど、何とも言はないで笑つてるもんですから、屹度山田さんから音信があつたんだらうなんて、種々な事云はれましたのよ。」

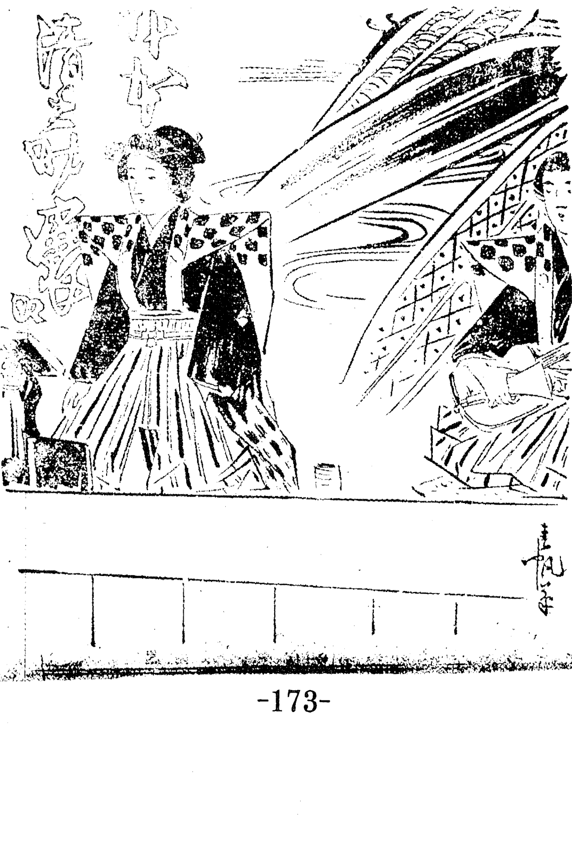
「隨分我任意だね、那樣事すると、それこそ他人に感附かれるよ。」

「だつて、私の心祝ひですもの……」

と云ふ時、隣家の時計が一時を打つた。

「オヤ、一時ですわ、モウ歸りますわ、これは土產ですよ」

と、鷄卵を一籠出して、其まゝ歸つて往つた。



京城新報

當局の無責任

昨夏政變の副産物として起りたる韓暴徒の爲めに地方在住の帝國臣民が被りたるところの生命財産の損害は實に甚しきものなりしが之等損害を被りたる邦人の爲めに我統監府が何等措置をとりて韓國政府をして相當の賠償を爲さしむるならんとは余輩の今日まで信じて疑はざりし所なり

然るに知らんや目下京城中なる統監府政府委員鶴原總務長官は昨日新聞記者に對し邦人被害問題に就て左の言を爲されたりとは「暴徒の爲め邦人にして損害を被りし者少からず誠に同情の至りに堪へざる事なるが斯かる被害者は[illegible]一々損害を賠償する事は到底不可能の事なり」

統監府當局にして公然是等の言說を爲す以上は被害者の前途も實に暗黑なるものと云ふべし余輩は被害者の爲めに[illegible]在留十餘萬の我同胞と共に統監府の無責任を[illegible]否

外交團の置土產

對馬樓主人

上海亡命團(下)

日露戰役中に於て上海亡命團は餘りに面白ろき材料を提供さず。彼等は宮廷より受けたる二十萬圓及び人參代金等を以て日々贅澤三昧の生活を爲すに過ぎざりき、彼等の相手は露國公使[illegible]あり、前公使パブロフあり、馬車を借りて公園に遊び、カルタを並べて賭博を張り、酒を傾けて妓に戲るゝの外、固より韓半島をして戰火より脫して中立國の地位に置くなどは、斯る口舌徒の力に能くする處にはあらざるなり、極て滑稽なるは李學均將軍が馬より落ちて一脚を失はんとしたるなど、益々不成功の兆のみなりき。

斯くて戰役終りて亡命團に一人加はりぬ、是れ即ち閔泳喆なり、彼は其親戚閔泳翊の口車に乗りて漢城に於ける一切の勢力を擧げて亡命團に加はりぬ、彼等の[illegible]取りて大なる持參金あるが加入者となりしなり。

ポーツマスの條約締結さるゝに成らんとして[illegible]

[illegible]も親交なる玄尚健と上海に會合しぬ、恰かも好し李容翊も逃れて上海に抵り茲に上海亡命團は半島宮廷の部臣を擧げて移したるの觀を呈しぬ

上海の外交團は新問題を捕へて如何に活動せんとする乎、傲岸不遜なる李容翊は彼等の歡迎する處とならざりき、李容翊も亦た片々たる青年等が只だ酒色に耽りて何等の努力無きを見て、彼は遂に單獨にミスソンタクと同道して歐洲の途程に上りぬ、パウロフも亦た同船せり、痩せたる長方形の顏貌に深き皺眼れあるはパウロフなり、[illegible]一巨人は是れ李容翊なり、[illegible]なれども如何にも色好[illegible]なり、彼等は期せずして同船したる乎、斯くて歐洲に於ける狂言役者たるを約したる乎、上海亡命團は坐ながらにして多大の交際費を食ふ至極結構な[illegible]たり、恐らくは是れ宮廷[illegible]能を看破し、李容翊を[illegible]を爲さしむべく命令し[illegible]

紐育電報

▲高橋博士の演說

法學博士高橋作衛氏は同氏歡迎會の席上にて演說して曰く太平洋沿岸にて勞働同盟を組織し排日論を煽動するは人道の賊なり日本勞働者が今日迄米國の生產力を補助せし事は少からず排日論の如きは理由無く根據無く幽靈の如きものにて畏るゝに足らず(二十三日東京經由)

奉天電報

▲間島に清兵派遣

間島問題に關する日淸兩國の交涉益々面倒となる爲め徐總督は更に北洋第二師團の兵二個大隊を間島に派遣せり(廿三日發)

東京電報

▲增稅案通過

酒造石油其他五件の增稅案は本日の貴族院を出席議員二百三十八名の內可とする者百九十三名にて通過せりと

▲憲兵渡韓と軍隊引揚

目下募集中なる憲兵千二百名は四月上旬渡韓し目下韓國に派遣せる小倉師團兵及び騎兵一聯隊は暴徒の模樣により五月頃引揚ぐる筈なり(以上二十二日午後發)

▲增稅案公布

增稅案貴族院を通過せしに付砂糖消費稅法は其の他官報號外にて公布し即日施行せり其他の各增稅案も一兩日中に公布せらるゝ筈なり(廿三日發)

▲進步黨と三稅

進步黨代議士會は絕對的に三稅(織物、通行、鹽)廢止を可決せり(二十四日發)

▲分隊長任命

善通寺憲兵隊長石井穰藏氏は韓國駐劄憲兵分隊長に任ぜらる(二十四日發)

各地電報

▲輜重兵と匪徒の衝突

廿一日午後三時永興郡橫川社にて輜重兵は平壤方面より襲來の匪徒約三百名と衝突し約四十分間戰鬪の後四散潰走せしむ敵の死者約三十名我損害は馬一頭及び平壤より追擊の步兵一名戰死す(二十三日元山發)

雜報

帝室財產整理の現況

帝室財產整理局は隆熙元年十二月發布の官制により小宮宮內次官兼任の長官として開始せられ先づ經理院及び各宮事務所其他宮內府各部局に屬したる不動產動產及び之に關する文書簿冊類の引繼を開始したるも何分錯綜紛糾せる事務にして之を終了する迄は約一個月を要したるが愈々昌德宮內の宮內府に事務室を設け整理、農林、測量、主計の四課に分ち度支部に徵收を委托せる以前の宮庄土其他の土地收入を整理し隨時觀察使郡守等に照會して從來の宿弊たる秋收監派員等の濫課及び彼等の私利を營むを禁じ更に度支部に交涉して委託關係を明瞭にして他の一面に於ては京城內外の土地建物の整理に着手し主事及び技手を城內は勿論龍山永登浦方面に出張せしめ所屬の明瞭なるものには標木を建て其の不明瞭なるものは漢城府理事廳等に交涉して其の屬否を調查し尙京城內外市街各地に分類して其の地代の標準率を調查し土地建物貸下げの內規及び賃貸借契約の方法を起案し一般希望者の出願に應じ其の利用の目的期限及び方法等により夫々貸下ぐる方針を執れり而して更に着手せるは債權及び債務に關する整理にして從來宮內府には驛屯土及び各宮庄土其他經理院時代に或は團體に或は個人に對し債權を有すると共に從來帝室に納入せし內外の商人等に對する債務ありて之がため過去に於て種々の問題を惹起せし事あり故に整理局に於ては愼重に各個人に就き或は記錄に徵して之が調查をなしつゝあるも何分文書記錄の不整理なるがため其の事由を判知するに困難なりしと雖も大体に於ては之を查知するを得るに至り今後如何なる方法を以て處理す可きか目下研究中なり尙宮內府所管の各地方に於ける田水田、山林、原野等は單に舊式の帳簿によりて其の所在を知るのみにして地理の如何交通の關係其の面積肥瘠等につき之を明瞭にするを得ざるのみならず往々其の所有權につきても紛議を生ずる事あるを以て近々事務官及び主事を派遣し實地の踏查をなす事となせりと云ふ因みに整理局の事務は殊に重大にして複雜紊亂を極めたるものを處理するものなれば局長官は韓人及び日本人高等官各四名宛を委員とし每週火曜日官邸に於て會議を開き凡て公平に其意見を聞取り法規に適合すると共に韓國の習慣にも反せざる方針にて裁決しつゝありと

基督敎徒と自衛團

平安北道義州郡は基督敎旺盛を極め到る所信徒の在らざるなく就中威遠、批峴、古城の各面は一面內の信徒百戶の多きに及び之等信徒は我等の生命財產の安固防衞は信徒自ら之に任じ自衞團の如きは必要を認めずと主張し其の組織を妨害せんとする擧動あり則ち一月廿二日一人の信徒は威遠面長の宅に來り自衞團長となり之が組織に盡力せば暴徒襲來の際第一に殺害さる可し速に辭任すべしと恫喝し又二月十一日批峴面基督敎校學校敎師は巡回中の巡查に對し宣川居米國宣敎師より基督敎徒は自衞團加入の要なしとの命ありたるを以て加入をなさずと通告せり如斯は畢竟政治と宗敎を混同せる思想により殊更に反對せんとするものなるにより同地警察署は各面長に對し其の誤解を說明すると共に米國宣敎師には相當の交涉をなす筈なりと云ふ

●電柱購入に關し內部の訓令

通信管理局所管の電信電話線架設又は修理に要する電柱用材購入の際地方人民中不當なる價格を請求する者ありて其の障碍尠からざるを以て今回內部は全國十三道觀察使に宛て管內人民に訓諭し如上の弊無からしむ可く且つ管理局の材料購入に便宜を圖る可き旨を訓令せり

●歲入出處理と支金庫

歲入出處理順序中に左の支金庫を添入する旨度支部令を以て發布したり

春川支金庫　忠州支金庫　公州支金庫
光州支金庫　濟州支金庫　寧邊支金庫
金州支金庫　晉州支金庫　海州支金庫

●隱屯土の申告獎勵

韓國の各地方には從來隱屯土なるものありて納稅の義務を免れ或は地方の小官吏が其の納稅を着服する等の弊あるは人の知る處なるが全州財務監督局に於ては一面地方委員を利用して之が發見に努むると共に各財務署に通告して隱屯土を發見して申告したる者には之が小作をなさしむる事を揭示せしめ一般人民をして其の申告をなさしむる樣獎勵しつゝありと

暴徒討伐情報(軍司令部着)

▲四百の賊を潰走せしむ　全羅北道龍潭分遣隊より出張したる討伐隊は十七日西北方約四里なる開花洞附近に於て約四百餘名の賊を襲ひ之を潰走せしむ賊の死傷多數あり

▲賊七十二を殪す　鳥致院より派したる騎兵中隊以下若干名は全羅南道長城守備隊若干と協力して二十日長城西北方二里の地點に於て約百五十の賊を攻擊し其七十二を殪し銃器其他若干の鹵獲品あり

▲首魁を捕ふ　砥平分遣隊は十九日同地東北約二里龍頭附近に於て賊の首魁李延年を生擒せり

▲我兵の輕傷　咸鏡北道北靑守備區隊長の電報に依れば二十一日甲山分遣隊長入江少尉の引率する若干名及巡查の一部隊は午前六時半より十一時迄甲山東北約一里なる細谷に於て約二百の賊を攻擊し之を北方に擊退せり賊の負傷は少くも廿を下らず我に卒二警官一の輕傷者を出しぬ賊は多分首魁車道谷の餘黨ならん目下嚴重に偵察中なり

●印刷物の押收

京城中署校洞右文館と稱する印刷所に於て漢城民團旨書なるものを印刷せしめ廣く各道へ配布せんとしつゝあり其文意簡にして甚た沈痛を極む畢竟日韓の國交を阻害せんとするものなるを以て既成印刷物一百枚を押收せり

四十一年度京城民團總豫算

四十一年度京城居留民團豫算は過日其編成を終り二十二日民會議員を召集し之れが內示をなし理事官の閱覽に供したることは既報の如くなるが其豫算總額は左の如し

四十一年度總豫算額

一般會計

一金十四萬七百八十七圓五十八錢　歲出經常部
一金二十一萬八千六圓四十錢　歲出臨時部
計金三十五萬八千七百九十三圓八十八錢

特別會計

一金七萬千三百六十七圓五十八錢　歲出經常部
一金六萬七百圓　歲出臨時部
計金十三萬二千六十七圓五十八錢
總計金四十九萬八百六十一圓五十六錢

右經費の增加を來したる重なる事業左の通

第二小學校新築、高等女學校費、道路改築費、病院新築費、

右四十一年度歲入に對照し差引不足額

一金二十五萬圓

此不足額は增稅に依らずして八步利付民團起業公債を發行して塡補する計劃は前揭四十一年度豫算中最も重なる增額は南大門驛日の出町間道路改築にして此事業を起する理由左の如し

理由

近年居留民の數日を逐ふて多きを加へ爲に本町通りに於ける交通は益頻繁雜閙を來し現在狹隘の道路にて交通の危險少からざるのみならず今後一兩年を經過せば肩摩轂擊遂に交通杜絕の姿に陷るや火を睹るよりも明かなりとす左れは此の際他へ交通の利便を開くの策を講ずるは吃緊急務に屬するのみならず併せて新市街膨張の經偉を爲すは將來居留地の發展上必要なるを以て當局者は四十年度豫算に測量費を設け囑託技師をして南大門日之出町間(南山々麓より南大門を直通一面龍山軍用十五間道路に接續す)及明治町光熙門間の一大道路改築豫定の測量及工事設計を爲さしめたるにより右を大道路の內先づ本年度に於て多く日本人の所有地內を通貫して龍山京城間交通上非常の便益ある南大門日の出町間直通道路改築工事を施行せんとす此工事費約十四萬圓を要するも他に適當の財源なきを以て不得止債券を發行し長期の起債を爲さんとするものなり然るに該道路開通の曉は沿道從來の宅地及現在の畑地は遙かに時價の騰貴を來たし其の結果土地稅に於て殆に六千圓以上の增收を見ることを得る又は沿道西側には忽ち家屋を建築するもの多く今日居留民增加の趨勢より推測せば二年を待たずして家屋櫛比南山山麓は忽ち一變して新市街の狀況を呈し諸般の營業亦繁昌するに至るを以て戶別稅營業稅に於ても幾、一萬圓以上の增收を見ることを得べし此增收を以て償還財源となすにより本民團債は聊か居留民に苦痛を感せしめずして償還し得へし想ふに本計劃は啻に南山一帶の繁盛を來すのみならず一方に於ては個人の利益を增進し又其の餘響の及ぶ處軍用新市街の發展と相呼應して遂に一大都會を形成するに至るべきは敢て過當の言にあらざるを信ず

●仁川會議所總會

仁川商業改良會にては昨日午後一時より總會を開き評議員十五名を選擧し其內より會長副會長各一名を選びたり

外國貿易旬報

隆熙二年二月中旬　關稅局調查

區分	本旬分	一月以降累計
輸出品價額	二九八、九一三圓	二、〇〇四、八七一圓
輸入品價額	五九六、五五七	三、八三一、四四三
合計	八九五、四七〇	五、八三六、三一四

右貿易額の港別左の如し

港名	本旬分 輸出額	輸入額	計
仁川	六三、〇四八圓	二五八、八五六圓	三二一、九〇四
釜山	九三、三一三	一八七、一九五	二八〇、五〇八
元山	五一、三〇〇	二九、三六一	八〇、六六一
鎮南浦	一	三、八五一	三、八五一
京城	三五三	五八、一九五	五八、五四八
群山	三一、二七五	二三、四九九	五四、七七四
木浦	三六、五七九	一八、七四一	五五、三二〇
馬山浦	四、三七六	二、八九四	七、二七〇
城津	三、四五三	四、四八五	七、九三八
新義州	一四、五一八	九、四八〇	二三、九九八
計	二九八、九一三	五九六、五五七	八九五、四七〇

輸出重要品表

品名	本旬分	一月以降累計
米	一三三、一四六圓	八五八、〇二〇圓
大豆及小豆	一〇、九五三	七五八、七六〇
鮮魚、乾魚及鹽魚	六、三一六	四六、七〇〇
人參	二四	一九六
生牛	一、五四三	一〇八、二四五
食鹽	二、四六〇	三三、六八四
淸酒	三、九七五	六六、五九〇
打綿	九六二	二四、二六六
生金巾及シーチング	二四、一八七	六二一、六二三
日本木綿	四〇、五五四	一七七、一二〇
煙草(葉卷を除く)	三一、九〇六	一八四、八九三
石油	三八七	三、二三八
マッチ	九、三六三	五〇、六三八
砂糖及精糖	三三、五九一	八〇、六五一
石炭	一七、四一九	一〇九、一〇三
綿織糸	二五、六六〇	二四八、四七四

●京城敎育俱樂部

京城敎育會の附屬なる同俱樂部第二回の會合を去る二十二日午後七時より京城愛國婦人會場に於て開催せり小松書記官は我國の婦人敎育と暹羅國の婦人敎育の比較と題し趣味ある演說をなし大韓病院の村上醫學士學校衛生に就て演述し餘興として宮人淸正の劍舞詩吟琵琶等あり夫より會員相互に懇話をなし田中統監屬は居留地の敎育方針につき橫山小學校長は居留地の敎育現狀につき語る所あり午後十一時閉場來會者は五十名ありて盛會なりしと因に來月二十日同會第四回の集會を催す由

●仁川敎會堂下問題協議

昨日午後三時より仁川佛國敎會堂下韓人部落の件に關し交涉委員加來、足立、田中高田の諸氏會合して凝議する所ありたる筈なれば久しき問題たりし同事件の解決せらるゝも遠きにあらざるべし

●宮內府官吏の招待會

宮內府在職中の日韓人官吏相互の親交を溫む可く同府勅任官(韓人)一同の主催にて同府在職中の日本人高等官を廿三日午前十一時より西學峴元掌禮院に招待せり當日帝室會計監查院卿金鑾植氏は韓人側を代表して一場の挨拶を爲して曰く過去及び現在に於て一致和協して遺憾なき我宮內日韓人官吏は將來も益々敦厚なる友情を持續して各自其任に盡されんことを望みて止まずと云々之に對して小宮次官の答辭ありやがて宴に移り數番の餘興あり紀念の撮影をなし主客歡を盡して午後五時散會せり來會者韓人二十餘名日本人十名にして頗る盛會なりき

●取締船の歸港

魚漁取締及密輸船監視の爲南韓諸島を巡視し過日仁川に歸港したる櫻井丸船長村爲藏の齎る所によればダイナマイトにて魚漁するもの四隻、及び密輸出の牛二十八頭及び密輸入石炭三十噸を[illegible]見し直に沒收したりと

●義親王歸國

義和宮には廿三日午後三時三十分新橋發歸韓の途に就かれたり依て警視廳よりは警衞の爲め警視一人日[illegible]巡查各一人を釜山に出張せしめたり

●莞島流配

內亂罪に依り流十年に處せられたる黃俊成、韓哲夢の兩名は全羅南[illegible]莞島に流配せられたり

近事片々

▲排日　は今世の思潮同盟の英領にさへ[illegible]る米の如きは當然耳伯林城裡喋や喜色滿[illegible]

▲韓人　の排日思想は淵源深し近時の日本關係之を刺戟す要は根本の斷遂巡斷而不可[illegible]

▲根本　に斧鉞を下す排日も統治難もあ[illegible]可らず管々敷論議は不要當局之を解せり[illegible]

▲抑留　何ぞ多き事や哥倫比亞には人聞[illegible]留支那で滊船辰丸抑留退讓外交茲に至る[illegible]

▲退讓　外交移民問題間島問題辰丸問題[illegible]國本位を數へ來れば只呆るゝの外なし深[illegible]

▲露人　被近蒙古に活動し庫倫附近の豐[illegible]皆其有に歸すと我滿州經營は如何只空騷耳

▲列國　に氣兼したり內輪喧嘩に花を咲し居る間に露人突進して雄大の施設を爲す矣

▲拓植　の財源を彩票に依らむと憶病なる爲政者彩票や競馬には案外大膽となる呵々

▲十年　前に邦人此計畫あり然に時の官[illegible]大に嚇怒峻拒す其目的等く拓植也昨非今是

▲彩票　は石塚君に付纏ふ臺灣に大連に[illegible]韓國に石塚君と彩票抑何の因緣かある失笑

▲立憲　大同會なる政社起る未だ內容を知らざるも立憲政體を標榜せる政社の初物也

▲韓國　民に立憲政體些と考へ物憲法公の治下此會ある不思議ならず是亦韓國本位乎

▲曾て　解散せられたる舊同友會の變体なりと聞く果して然らば韓國中流人士の集團

▲外相　林董の彈劾は後藤新平黑幕なりとは面黑し事の序に後藤を外相にしては如何

▲外交　官の刷新は方今の急務新人物を入れ人心を新にせざれば國民皆愛惜が盡果[illegible]

▲旅順　降將ステッセルの刑極る漸く命拾ひせり而て黑鳩や亞歷斯夫は如何するのか

▲近頃　面白はウ伯と黑鳩の喧嘩也互に惛を曝露して挑む恰も滿鐵と外務省の如し

▲之に　似寄りたる事統監府と駐劄軍とにはなきかウ伯と黑鳩は他山の石鑑むべき也

●ハリス博士　過般當國に於ける傳道事[illegible]れたるメソヂ[illegible]監督[illegible]大阪[illegible]日韓[illegible]新聞記者に向て韓國に於ける基督教傳道の至難なる事を語られたりと云ふ

●信夫宮木兩氏の出發　宮木仁川税關長及信夫仁川理事官が海州附近を巡視するとのことは既報せし所なるが愈よ明日午前十時税關監視船原幸號を隨ひ櫻井丸にて海州に向ふ筈

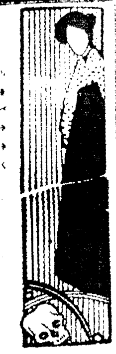
●嶋田囑託の歸京　統監府囑託嶋田文學士は過般來馬山、釜山、大邱、京城各理事廳管内に於ける學事視察を了り一昨日歸任せしが同氏は各理事廳管内二十七小學校中二十一校を視察せるが釜山、馬山、大邱の三民團十一學校を除きては開城、水原、大田[illegible]進歩し單級學校として永同公立學校の二校最も[illegible]に値すと言へり

●光濟號以下の入港　神戸造船所にて修繕中なりし光濟號及新造小蒸汽月島丸漢口丸の二隻は昨夜仁川に入港したり

●[illegible]丸の積荷　昨日入港したる[illegible]用船成興丸は軍人八十二名及び龍山兵器廠の彈丸外軍需品千六百六十三個を仁川に陸揚したり

公人私人

▲吉川元吉（高級副兵器廠長）[illegible]
▲長阪研介（軍務局員歩兵少佐）[illegible]
▲田尻幹（四十七聯隊歩兵大尉）同上
▲片野誠太郎（鳥致院派遣憲兵少佐）同上
▲矢野[illegible]



秋月菊の傳　其十五　紫生

豫ての願望成就して仁川港に上陸し得たる市作は先づ取敢ず或る安下宿の一室を占領して何事を爲すにしても土地の樣子に暗ふしては不自由なりと疲れし身體を休めも得せず遍ねく市中を見回りしが思ふに增したる繁昌なるにぞ此の分なれば大丈夫とホクホクものであれかこれかと資本が不要に一時に大金儲ける工夫はなきかと隨分虫の善さ過ぎる生れ付いたる慾心より種々心を碎きしも元來其頃の仁川は滞に陷りて苦しめる人の持つてる財布でも引つたくりたる揚句の果泥膳上げて蹴沈めつ氣の毒などゝは思ひも寄らぬ所謂我利々々亡者の寄り合ひなれば市作づれが鐵の鞋が切れるまで馳け回つて尋ねたとて思ふた樣な金儲けの出來得る口が金輪際、よしや奈落の底までも掘つて探して見た所で何條見付け得らるべき是れはと思ふ商賣は他人が已に甘ひ汁吸ひ盡したるダシ殼同樣二番煎じの利かぬ始末に斯ふ云ふ筈ではなかつたがと頻りに小首を傾げたるもそんなら此れぞと思ふ程の名分別は出でもせず出て來るものは欠伸に吐息、エヽ斯うなればイツソのこと朝鮮錢の贋金でも製造つて見んと思ふても鑄型其他が自分の手では調はぬに思ふた計りで何うにもならずアーか斯うかと散々腹考へ詰めたその果が矢張り馴れた玉ころがし何う轉んでも危げなしと朝鮮町の中央に再び得意の韓人欺しに突つ張り切つたる慾の皮を擦り延して三年の月日を送り迎ふる中もおとみ、おきくが兩人の仲は日に增し疎く成り行きければ今は片時も一緒に置くべきにあらず、然らば最初の計畫通り支那人にでも賣り飛ばさんかとも思へども夫れも何うやら忍び難きのみならず一度人手に渡しては此の末如何なることありとも賴みにならじされどおとみが五月蠅く口說けども市作は何うしたものか此の事計りは諾はずそれ程に前の氣に入らぬとあれば何れへなりと奉公させ其前借でお前は芝居の一つも見、己れは緩酒の一升も餘計に飲むとした方が後の樂み多からずやと茲に相談一決したるに時もよし淺岡樓に藝妓の仕込み（下地つ兒）を探して居りしにぞ早速夫れと話が極り何分かの前借して首尾克く此處に住み込ませたるはおきくが九歳の春も末、花も大方散り果てゝ若葉の上を渡り來る朝風肌に心地よき夏の初めのことなりき

邦人九名慘殺せらる

本月上旬頃惠山鎭方面に於て邦人九名暴徒の爲めに殺害せられたりとの事は記者の夙に耳にせる所なるも當時確實詳密なる情報を得ざりしを以て之が掲載に躊躇し居りしが今之が要領を知るを得たるを以て左に報道すべし

偖て九名の邦人と云は原籍香川縣綾歌郡坂出町字大黑町當時惠山鎭在留大西洋治（四十）東京市日本橋區箱崎町二丁目一番地當時同所在留島田關作（二十）山口縣都濃郡下杉町當時同所在留山中孝吉（二十）山口縣大島郡西安下庄村字港當時同所在住佐士福次（四十）京都丹後國加佐郡西大浦村大丹生當時同所營林廠附工夫西田嘉吉（四十）宮城縣牡鹿郡蛇田村當時同所木材廠附人夫黑須慶助（二十）德島縣那賀郡宮濱村字水崎村當時三水郡新波移住中崎萬太郎（二十）同縣同郡鷲縣村小仁寄村當時同所在留石川政吉（三十）同縣同郡同村當時同所在留井上重吉（三十）等なるが右は本月一日相前後して三水郡新波（木材廠出張所のある惠山鎭より約十三里）を出發し惠山鎭に向ひたるに途中前記の大西、島田の兩名は翌二日の日も將に暮れんとするを以て同郡佐里社（新波と惠山鎭との中間）と稱する村落なる韓人曾承烈方に宿泊せしに夜中俄かに六七十名の暴徒の襲ふ所となり屋外にて銃殺され鴨綠江に投げ込まれたるが又山中孝吉及佐士福次の兩人は韓人一名と共に新波より貨物十一駄を運搬せんとし三日三水郡仁遷社樺田里（惠山鎭より五里）の韓人金光白方に宿泊中午後七時頃賊徒若干名襲ひ來り發砲するや否や室内に闖入し右二名を捕縛し連れ行きしが死体は不明なるも辛ふじて其の塲を逃れたる清人の言に依れば右二名を屋外に拉し去らし後數發の銃聲を耳にしたりと言へば疑もなく殺害せられしに相違なく而して之が死体は其の證跡を晦まさんが爲め之れ又江流に投棄せしものなるべし又其の他の五名は何れも行衛不明となりしが土人の言に依れば右暴徒等は三水郡に根據を捕へ且つ當時糧食徵發の爲め同地方附近に出沒せるが幸ひ一行の中中山幸吉等の貨物を掠奪せしを以て此所を引き揚げ二三日を經て新波を出發せし模樣なるが日人數名は無難惠山鎭に到着したるものあるより見れば殘餘のものも多分は彼等の毒手に斃れたるものなるべしといふ

●仁川火葬場は從前の通り移轉　仁川火葬場の位地移轉に關し韓人側の運動ありたる爲め仁川警察署にては韓人側金警部と同件實地踏査せる結果移轉の必要ありと認めたるも差向き他に適當の個所なきを以て當分の間從來の場所に置き火葬は總て午後八時以後に於てすることに決定せりと云ふ

●百二十圓を如何にせん　岡山縣吉備郡惣社町の七島タツ（三十）といへる者この京城に流れ來り大和町一丁目の料理屋半月に若干の前貸金を受けて仲居に住込み居りし所去る二十一日頭痛にて氣分勝れざるより休養せんと其旨女將に屆け出でしに鬼をも挫がん勢ある女將のことゝて何條これを承諾すべき病人は當家に置いて飯を喰はせることは相成らぬにより早速何れにとも出て行くべし最も貸金百五十圓あるにより之れを即座に支拂ふべしとの嚴命に頭痛に腦めるタツは其の冷酷なるに驚けるのみか縱令かの前借の殘りはあるべきも自分の勘定にては五十圓は超へざるべきに不當の請求に二度吃驚し其の精算を迫れば現金を積んだ上でのことならではと剣つけられ詮方なく〳〵兎に角奉公先を探へんと南山町の周旋屋信用舍に到り事の次第を語り依頼せしに翌日信用舍主のいへるには程能き奉公にもあり依て半月に至り百五十圓の處を百二十圓にて仕切ることに談判もつけたるにより差當り其の百二十圓を作らねばならぬが百二十圓といつては普通の下女や仲居にては前貸する者もなきにより粹に碎けて酌婦となつては如何に夫れならでは他に方法なしとのことにタツは他に語らふ人もなく去ればとて一旦淫賣婦に落つれば浮ぶ瀨のなきことゝして如何せばよからんと途方に暮れ泣き暮らし居れるとなん

●土木業者の詐欺取財　茨木縣眞壁村雨引村の者にて目下龍山老松町に居住する野中推弘といへるは龍山の土木請負人小野塚勝が請負ひたる水色外二驛の官舍建築につき小野塚勝に代り工事の擔任を爲し其の工事は鈴木植藏なるものに下請負をなさしめたる處植藏が工事の進行中官の都合により模樣替となり又は雨天の爲め損したる部分ありて豫定の金額にては竣工しがたきにつき增金をなし呉れと請求したるとき仕事が出來上りたる上は都合もつけるべしとて竣工せしめたる後客年十月三十一日龍山なる野中宅に於て植藏に向ひ前額工事の增金を渡すべきにつき領收證を渡すべしとて同人を欺き六月十四日付金千五百圓同年八月十一日付金二千五百圓の領收證を差出さしめこれを受取り錢一文だも交附せず又小野塚勝に雇はれ其の支配人酒井敏の部下に屬し土木請負事業擔任中客年五月以來十一月六日までに收入したる金員の內金四千圓の金額は其の當時仁川及び馬山浦に於て自己經營の工事費に費消し酒井に對しては正當支[illegible]

滑稽なる左右夫人の處置

東京の馬車屋の娘にして法部大臣趙重應を追ひ來りてマンマと之れが右夫人となりしのみならず畏くも韓皇后の女教師とまでなりし光岡某女の處置に就ては趙重應も大に手古摺りたるものと見へ遂に趙の門長（親族中の長老）たる趙英熙より之れが處置に付韓皇に請願したるに韓皇には左の裁可あらせられたり粹な御裁きと云ふべし

先聘崔氏を左夫人と爲し後聘光岡氏を右夫人と爲す

此の御裁斷を得たる趙重應は兩手に花といふ有樣にて嘸ぞや嬉しきことであろう

●拾主は友人　去る二十三日の午後九時頃鎭南浦居留民會議員日本商業會議所議員瀨戸岩之進が內地より歸途當地に來り南大門驛より乘車にて不知火旅館へ到る途中理事廳前に於て車夫が折鞄を拾ひ幸ひ警察署も近きこと故直ちに屆出でんといひしに岩之進が明朝自分が屆出づべしといへるより車夫はその客のこと故其の言に從ひしが倘しも此の客が此の儘持ち去つた時は後日如何なる咎めを受けんも知れずと思ひ其旨警察署へ屆出たるなり直ちに巡査出張して取調べて見るに岩之進は鞄を開き見れば矢野彌吉と記せし名刺の入れありしを以て其者なれば今回內地より同行して來りし矢野秀彌にて大和町二丁目に宿泊し居れるより明朝持ち行かんと思ひ居れる由を語るにつき尙ほ矢野秀彌の宿所に就きて取調たる所全く同人が遺失したるに相違なきを以て其まゝ返附せしめ車夫へは報酬として金一圓を授與せしめたりと

●酌婦の宿料　愛媛縣北宇和郡下灘村の山本佐吉は本町三丁目の內田方に居れる者にて新町三丁目の菊川方に雇はれ居りし田中ヤヱ（二十）といへる女と契り二世や三世は先きのこと兎に角夫婦となつて見やうではないかといふ相談調ひヤヱが夫婦となれば他人の內に奉公して居ては我身で我身が儘ならず逢引も自由ならざるより一戶を構へる身ならねば直ちに夫れと準備も出來ざるでは如何にとの提議あれども佐吉も貯蓄あるより當分下宿屋に置くことゝし壽町の內田といへる下宿屋に連れ行きたるは去る五日の夜のことにして爾來佐吉は是れに通ひ來りしが去る二十日ヤヱは他出せしまゝ歸り來らざるより內田方にては佐吉へ對し下宿料金十圓餘を請求し佐吉は今更らの如く當惑し半月許りの快樂が苦しみの種となりし大に澁し居れるとの投書ありたり

●警察署へ曳馬　本町一丁目の鐵冶鐵泉の湯淺三村某（二十）は警察署より一寸來れとの通知により去る二十三日の午後一時頃其の出頭の途中長谷川町の飮食店池田峯吉方に至り一圓餘の飮食を爲し只今現金の持合せなければ警察署へ行けば知人もあることゆゑ同署まで一人同行せよとのことに峯吉は南部警察署の入口まで同道にて來り某は奧に入りしまゝ一時間餘も待てども出で來らざるより峯吉は不審を生じ其旨屆出たるに取調べて見るに某は犯せる罪ありて刑事の取調を受け其まゝ留置せらるゝことゝなりたるものにて飮食代は其の友人が支拂ふことゝなりしと

●チヨンゴ　本町六丁目中文社より發行する花柳雜誌は昨日第二號を發行せり記事の如き第一號に比較し稍や整頓し來れり之れなら讀まれるは請合ならチヨンゴは矢張り[illegible]なり